



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
◎告示（高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置）の一部改正	(漁業管理課) (12・20揭示) 1
○令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群）	(〃) (12・23揭示) 1
公 告	
○建設業法に基づく処分	(土木政策課) 1
高知県公安委員会告示	
○駐車監視員資格者講習の実施	1
落札公告	
○落札者等の公告（2件）	(公営企業局 県立病院課) 2

告 示

高知県告示第740号の2

令和2年12月高知県告示第931号（高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。
令和6年12月20日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

- 1の表中「172」を「170」に改める。
3を次のように改める。
3 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年12月27日から令和7年1月17日まで

高知県告示第740号の3

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群、さんま及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。
令和6年12月23日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

- 1 まあじ
現行水準
2 まいわし太平洋系群
現行水準
3 さんま
現行水準
4 かたくちいわし太平洋系群
92,000トンの内数

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。
令和7年1月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 処分をした年月日
令和6年12月26日
2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
中勝建設株式会社
代表取締役 中野 留美子
南国市篠原203－1 2階
高知県知事許可（特－4）第5235号
3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。）以外の工事に係るもの
(2) 営業の停止の期間
令和7年1月10日から同月12日までの3日間
4 処分の原因となった事実
中勝建設株式会社は、民間工事において、土木一式工事に係る建設業法第3条第1項の許可を有していないにもかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結していた。
併せて、同社は、令和5年9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、当該工事が土木一式工事であるにもかかわらず、請負金額を建築一式工事の完成工事高の一部として計上し、事実と異なる内容を記載して申請を行っていたことが判明した。

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

このことは、建設業法第28条第1項第2号の規定に該当する。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定により、駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。
令和7年1月10日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

- 1 実施期日
(1) 講習
令和7年2月27日（木）及び28日（金）の2日間
受付時間 午前8時30分から午前9時まで
講習時間 午前9時から午後5時30分まで
(2) 修了考査
令和7年3月7日（金）
受付時間 午前9時から午前9時30分まで
指示説明 午前9時30分から午前10時まで
考査時間 午前10時から午前11時まで
2 実施場所
高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部 1階102会議室
3 受講人員
定員20名（受講申込みの先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。）
4 講習内容
道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識についての講義14時間（1日7時間）並びに修了考査1時間の合計15時間（修了考査合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。）
5 持参物
(1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講申込書を受理した後、高知県警察本部から交付する。）
(2) 筆記用具
(3) 印鑑（修了考査日のみ）
6 受講申込方法等
(1) 受講申込書の受付
ア 受付期間
令和7年1月15日（水）から同年2月14日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
イ 受付時間
午前9時から午後5時まで

(2) 受講申込書の配布場所 高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係及び高知県警察のホームページ（https://www.police.pref.kochi.lg.jp/）で配布する。 (3) 受講申込書の提出場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (4) 受講申込書の提出方法 受講申込書の提出は、講習を受けようとする者が直接行うこと。この場合において、運転免許証等の身分証明書類を提示すること。 なお、郵送による申込みは、受け付けない。 (5) 提出書類 ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 2通 イ 写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚 (6) 受講手数料 講習を受けようとする者は、受講手数料として、2万円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。 7 講習に関する問い合わせ先 高知県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話番号088－826－0110内線5125） ----- 落 札 公 告 ----- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によらずとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。 令和7年1月10日 高知県公営企業局長 澤田 昌宏 1 落札に係る購入物品の名称及び数量 高知県立あき総合病院で使用する電気 一式 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号 3 落札者を決定した日 令和6年11月20日 4 落札者の氏名及び住所 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市中区東新町1番	地 5 落札金額 138,099,989円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 政令第6条の公告をした日 令和6年10月8日 ~~~~~ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によらずとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。 令和7年1月10日 高知県公営企業局長 澤田 昌宏 1 落札に係る購入物品の名称及び数量 高知県立幡多けんみん病院で使用する電気 一式 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号 3 落札者を決定した日 令和6年11月20日 4 落札者の氏名及び住所 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市中区東新町1番 地 5 落札金額 140,223,471円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 政令第6条の公告をした日 令和6年10月8日	
---	--	--